

# 保育園と薬について

日々保育を行っている中で、やむを得ない場合に限り、保護者の方々に代わって保育士が与薬をしていますが、万が一の誤飲事故を防ぎ、慎重に対応していくためにも、下記の事項について主旨をご理解の上ご協力をお願いします。

## 保育園での服薬を依頼する場合の注意事項

- 保護者からの【与薬依頼書】（下記）にもとづき対応いたします。
- (1). 受診時に、何の薬を処方してもらったか医師にきちんと確認しましょう。
  - (2). 医師の指示に合った薬、1回分のみを薬剤情報提供書を添付して持たせてください。解熱剤は対応できません。従って、保護者の判断のみで(市販薬) 与薬するのは、保育園としては取り扱いできません。
  - (3). 以前に受診した時の薬は、症状が同じでもお預かりできません。
  - (4). 投薬期間の過ぎたお薬はお預かりできません。必ず投薬期間の確認をお願いします。
  - (5). 与薬依頼書では1枚で6日分までしか対応しておりません。それを超えて処方された場合は、再度 与薬依頼書の提出をお願いします。
  - (6). 【与薬依頼書】には
    - ・薬の種類 ・用途 ・与薬方法などを忘れずに記入すること。
    - ・薬は当日(1回分) のみ持参すること。
    - ・薬の容器や粉薬の袋に与薬するお子さんの名前、当日分の日付を記入すること。
  - (7). 外用薬(塗り薬、目薬、その他) も【与薬依頼書】の提出をお願いします。

上記事項を理解し、遵守いたします。

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

## 【与薬依頼書】

依頼年月日	H 年 月 日 ~ H 年 月 日までの ( 日分)											
園児名												
診断名												
病院名											医師名:	
薬の種類 用途	種類:	シロップ	粉薬	錠剤	その他 ( )	風邪薬	咳止め	下痢止め	抗生剤	整腸剤	その他 ( )	
与薬方法	食事 ( 前 ・ 後 )					おやつ ( 前 ・ 後 )						
特記事項	薬の飲ませ方: そのまま飲む 水に溶く 砕く その他など											
与薬者 サインor印	1日目	印	2日目	印	3日目	印	4日目	印	5日目	印	6日目	印